

歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議
第 3 回フォローアップ調査実施要領

1. 目的

「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議第 1 次報告」(H21.1) を踏まえ、各歯学部の現状、対応状況を把握・分析し、改善に資することを目的として、書面調査を行うとともに、必要に応じてヒアリング・実地調査を実施する。さらに、歯学教育に対する社会的信頼を確保することを目的に、各歯学部の強みや特色を活かした優れた取組や成果（社会ニーズへの対応等）を積極的に発信する。

2. 調査対象学部

調査区分	調査対象学部
書面調査	・ 全ての歯学部
ヒアリング	・ 小委員会が必要と認める歯学部
実地調査	①書面調査の結果、第 1 次報告を踏まえた対応が極めて不十分であるなど、特に確認すべき重大な問題（※）がある歯学部 ②書面調査の結果、診療参加型臨床実習の現状（実施状況）の確認が特に必要である歯学部 ③書面調査の結果、各歯学部の強みや特色を活かした優れた取組を行っていることが確認され、特に成果の確認が必要である歯学部 ④その他小委員会が必要と認める歯学部

※ 「特に確認すべき重大な問題」の例

- ・「第 1 次報告」を踏まえた対応策がほとんど実施されていない
- ・対応策を実施しているにも関わらず、ほとんど改善が見られない
- ・教育内容や入学状況、国家試験合格状況等に関して、重大な問題がある 等

3. 書面調査の進め方

(1) 書面審査

- ① フォローアップ小委員会委員は、各歯学部から提出された調査票の書面審査を分担して行い、「書面審査評価シート」を作成する。
- ② 客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1調査票につき3名程度で行う。

(2) 合議審査

- ① フォローアップ小委員会を開催し、各委員から提出された「書面審査評価シート」を参考に合議審査により「書面調査結果」を取りまとめる。
- ② 上記の書面調査結果を踏まえ、ヒアリング・実地調査の対象歯学部を決定する。

4. ヒアリングの進め方

(1) ヒアリング

①ヒアリングにおける質問事項

- ・ 事前に各対象歯学部質問事項を示し、各対象歯学部は、質問事項に対する回答を書面で提出する。

②ヒアリング出席者

- ・ 小委員会側：当日出席可能な委員（2名以上）
- ・ 歯学部側：歯学部運営に責任を持つ者（歯学部長等）及び法人の運営に携わる者（理事等）を含め5名以内

③ヒアリングの手順

- ・ 1学部あたり60分程度
- ・ 質問事項ごとに、質疑応答を実施（小委員会側から質問を行い、歯学部側から回答）

(2) 合議審査

- ・ ヒアリングと同日にフォローアップ小委員会を開催し、合議審査により「ヒアリング結果」を取りまとめる。

5. 実地調査の進め方

(1) 実地調査

①実地調査出席者

- ・ 小委員会側：当日出席可能な委員（2名以上）
- ・ 歯学部側：歯学部運営に責任を持つ者（歯学部長等）及び法人の運営に携わる者（理事等）、学生等面談の対象者

③実地調査の手順

- ・ 1学部あたり180分程度 ※モデル日程は下表参照
- ・ 学部長等との意見交換を円滑に進めるため、書面調査に対する回答内容が不明確である、第1次報告を踏まえた対応が極めて不十分であるなど、特に確認すべき重大な問題のうち、あらかじめ整理できる質問項目については、実地調査実施の前に大学に示すこととし、大学は学部長等との意見交換の際に回答を書面で提出する。なお、学部長等との意見交換では、当日の授業見学や学生との面談等を通じて感じた点等について質疑応答を行っても構わない。

時間		事項
14:00～	5分	集合・大学関係者への挨拶
14:05～	15分	打合せ①（書面審査結果等を踏まえ、授業見学と学生面談での確認事項の整理）
14:20～	40分	授業見学①（診療参加型臨床実習）
15:00～	20分	授業見学②（講義、シミュレーション実習など）
15:20～	10分	休憩（時間調整含む）
15:30～	40分	学生との面談
16:10～	30分	学部長等との意見交換
16:40～	10分	打合せ②（講評事項の整理、実地調査結果のまとめ）
16:50～	10分	講評
計	180分	

（2）合議審査

- ・ 後日、フォローアップ小委員会を開催し、合議審査により「実地調査結果」を取りまとめる。

6. フォローアップ調査の内容・方法

書面調査、ヒアリング、実地調査の具体的な内容・方法については、別に定める。

7. フォローアップ調査報告書の作成

フォローアップ小委員会を開催し、書面調査、ヒアリング、実地調査の結果を踏まえた「フォローアップ調査報告書」を取りまとめ、歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議に報告する。

8. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

調査対象大学と利害関係（下記ア～ウに該当）のある委員は当該大学の調査には参加できない。

ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合

イ. 過去3年以内に学外委員等で運営に参加した場合（外部評価委員等は除く）

ウ. その他、委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

(2) 秘密保持

調査の過程で知り得た個人情報については、外部に漏らしてはならない。